平成30年3月9日招集

第1回若桜町議会定例会会議録 (平成30年3月15日)

若桜町議会事務局

平成30年第1回若桜町議会定例会(第3号)

招集年月日	平成30年3月15日						
招集の場所	若桜町役場(若桜町議会議場)						
開 会	午前9時30分						
応 招 議 員	1番	梶 原	明	6番	小	林	誠
	2番	君 野	弘明	7番	Щ	本 晴	隆
	3番	青木	一憲	8番	中	尾 理	明
	4番	山 根	政 彦	9番	前	住 孝	行
	5番	山本	安 雄	10番	JII	上	守
不応招議員							
出席議員	1番	梶 原	明	6番	小	林	誠
	2番	君 野	弘明	7番	山	本 晴	隆
	3番	青木	一憲	8番	中	尾理	明
	4番	山 根	政 彦	9番	前	住 孝	行
	5番	山本	安 雄	10番	JIJ	上	守
欠席議員							
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町	長	矢 部 康	樹産業績	観光課長	佐々オ	、明仁
	副	町 長	山 本 義	紀 産業額	見光課参事	森	雄 一
	総務	課長	竹 本 英	樹 教	育 長	新川	哲 也
	町民福祉課長		藤原祐	二 教育委	員会次長	前 田	弥 生
	町土整備課長		山 口 由企夫 教育委		員会参事	岡崎	浩 一
	ふるさと	創生課長	盛田 聖	一税務	5 課 長	上川	恭 子
	包括支援 所長	きセンター	寺 西	満会計	管理者	下石	裕美

会議の顛末

本会議(3月15日)

議長 (川上守)

おはようございます。ただ今の出席議員数は、10人です。

定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第12号 平成29年度若桜町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第12号 平成29年度若桜町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり 可決されました。

日程第2

議案第13号 平成29年度若桜町国民健 康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議 題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(計論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第13号 平成29年度若桜町国民健 康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採 決します。

お諮りします。

本案、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり 可決されました。

日程第3

議案第14号 平成29年度若桜町介護保 険事業特別会計補正予算(第5号)を議題と します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第14号 平成29年度若桜町介護保 険事業特別会計補正予算(第5号)を採決し ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり

可決されました。

日程第4

議案第15号 平成29年度若桜町簡易水 道事業特別会計補正予算(第4号)を議題と します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第15号 平成29年度若桜町簡易水 道事業特別会計補正予算(第4号)を採決し ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり 可決されました。

日程第5

議案第16号 平成29年度若桜町公共下 水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第16号 平成29年度若桜町公共下

水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決 します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり 可決されました。

日程第6

議案第17号 平成29年度若桜町赤松団 地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議 題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第17号 平成29年度若桜町赤松団 地造成事業特別会計補正予算(第1号)を採 決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり 可決されました。

日程第7

議案第18号 平成29年度若桜町財産区 造林事業特別会計補正予算(第2号)を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第18号 平成29年度若桜町財産区 造林事業特別会計補正予算(第2号)を採決 します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり 可決されました。

日程第8

議案第19号 平成29年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第19号 平成29年度若桜町索道事 業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり 可決されました。 暫時休憩をいたします。

(追加日程配布)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き会議を開催します。 お諮りします。

ただ今、町長から、議案第30号、議案第31号、議案第32号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第30号、議案第31号、議案第32号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第30号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただ今議題となりました議案に つきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第30号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、でございますが、これは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定による介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者等の基準等を定める条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑なしと認めます。

追加日程第2

議案第31号 若桜町介護保険条例の一部 改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第31号 若桜町介護保険条例の一部 改正について、でございますが、これは、高 齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策 定に伴う、平成30年度から平成32年度ま での介護保険料等の改正と介護保険法の改正 により、町の質問検査権について、対象者の 範囲を拡大するために、本条例の一部を改正 するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

追加日程第3

議案第32号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただ今議題となりました議案に つきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第32号 若桜町指定介護予防支援等 の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例の一部改正 について、でございますが、これは、指定介 護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準の一部改正に 伴い、本条例の一部を改正するものでござい ます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで、本日の日程は全部終了しました。 本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでした。

午前 9時43分 散 会